

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

香川県公安委員会規則第21号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(交通部の分課)	(交通部の分課)
第6条 略	第6条 略
2・3 略	2・3 略
<u>4 運転免許課に、香川県運転免許センター並びに東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター及び善通寺運転免許更新センターを置き、運転免許課及び香川県運転免許センターの位置は高松市郷東町587番地138とし、東かがわ運転免許更新センターの位置は東かがわ市三本松1723番地2とし、小豆運転免許更新センターの位置は小豆郡土庄町淵崎甲2189番地2とし、善通寺運転免許更新センターの位置は善通寺市稻木町9番地2とする。</u>	<u>4 運転免許課に、運転免許センター及び運転免許東讃センター並びに運転免許小豆事務所を置き、運転免許課及び運転免許センターの位置は高松市郷東町587番地138とし、運転免許東讃センターの位置は東かがわ市三本松1723番地2とし、運転免許小豆事務所の位置は小豆郡土庄町淵崎甲2189番地2とする。</u>
5・6 略	5・6 略
(運転免許課)	(運転免許課)
第28条 略	第28条 略
<u>2 香川県運転免許センターにおいては、前項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる事務並びに運転免許証の返納及び提出に係る事務及び申請による運転免許の取消しに係る事務を処理する。</u>	<u>2 運転免許センターにおいては、前項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる事務並びに運転免許証の返納及び提出に係る事務及び申請による運転免許の取消しに係る事務を処理する。</u>
<u>3 東かがわ運転免許更新センター及び小豆運転免許更新センターにおいては、第1項第2号（運転免許試験に係るもの）を除く。）、第4号（更新時講習に限る。）及び第6号に掲げる事務並びに運転免許証の返納及び提出に係る事務及び申請による運転免許の取消しに係る事務を処理する。</u>	<u>3 運転免許東讃センターにおいては、第1項第2号（運転免許試験に係るもの）を除く。）、第4号（更新時講習に限る。）及び第6号に掲げる事務並びに運転免許証の返納及び提出に係る事務及び申請による運転免許の取消しに係る事務を処理する。</u>
<u>4 善通寺運転免許更新センターにおいては、第1項第2号（運転免許試験及び運転免許証の再交付に係るもの）を除く。）、第4号（更新時講習（道路交通法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対するもの）を除く。）に限る。）及び第6号に掲げる事務並びに運転免許証の返納及び提出に係る事務及び申請による運転免許の取消しに係る事務を</u>	<u>4 運転免許小豆事務所においては、香川県小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者についての前項に規定する事務を処理する。</u>

処理する。

(室長等)

第41条 課に附置された室、隊、少年サポートセンター及び香川県運転免許センター（以下この条において「室等」という。）に、それぞれ、室長、隊長又はセンター長を置き、警視の階級にある警察官又は事務職員をもつて充てる。

2 略

(室長等)

第41条 課に附置された室、隊、少年サポートセンター及び運転免許センター（以下この条において「室等」という。）に、それぞれ、室長、隊長又はセンター長を置き、警視の階級にある警察官又は事務職員をもつて充てる。

2 略

附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。